

クローバー口座貸付金

(平成31年4月1日現在)

商品名	クローバー口座貸付金 (営農資金)
ご利用いただける方	<p>○当 J A の地区内に在住または在勤の組合員の方。</p> <p>○ご契約時の年齢が満20歳以上の方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	○営農に必要な資金とします。
契約金額	<p>○10万円以上300万円以内とし、10万円単位とします。</p> <p>*年収の60%以内とし、その他極度借入がある場合はその極度枠を控除した額とします。</p>
契約期間	○ご契約日から3年後の応当日の前日までとします。
借入利率	<p>○変動金利とします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法等	<p>○随時返済です。窓口から口座へご入金ください。</p> <p>○貸越利息および保証料は、年2回農協所定の利息決済日まで計算し、利息決済日翌営業日に貸越残高に元加されます。</p>
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○原則不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (静岡県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、お借入者が完済時満75歳を超える場合、借入者以外の方が担保提供する場合等、連帯保証人が必要となる場合があります。
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または金融部 (電話: 055-949-3211) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です (J A バンク相談所を通じての利用となります。) ので、利用を希望される場合は、上記金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 伊豆の国